

東北大学加齢医学研究所構内自動車入構管理実施内規

平成29年 4月13日
加齢医学研究所長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学星陵キャンパス構内自動車入構管理規程（平成29年規第52号。以下「規程」という。）に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の星陵キャンパス構内のうち、加齢医学研究所長（以下「所長」という。）が管理する区域内（以下「研究所構内」という。）における入構管理の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「部局」とは、加齢医学研究所、遺伝子実験センター及びスマート・エイジング学際重点研究センターをいう。

(入構許可申請者の資格)

第3条 規程第5条第3号に定めるその他所長が特に必要と認めた者は、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 研究所構内において事業を行うことが認められている事業所の職員
- 二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）に定める派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）のうち、研究所構内の部局に派遣される者
- 三 本学が委託する業務に従事する者
- 四 本学への用務のため研究所構内へ入構する業者等
- 五 東北大学の学生で、特別な事情により自動車で構内へ入構する必要がある者

(入構許可の申請手続き)

第4条 規程第6条に規定する入構許可申請を行う場合は、別紙第1号様式「入構許可申請書（通勤・通学用）」又は別紙第2号様式「特別入構許可申請書」及び別紙第3号様式「特別入構許可申請書（業者用）」により所属する部局又は用務を行う部局（以下「所属部局等」という。）の事務部で取り纏め、加齢医学研究所事務部に提出するものとする。

2 加齢医学研究所事務部は、入構許可証を作成のうえ、所属部局等の事務部を経由し、又は申請者に直接交付するものとする。

3 第1項の申請内容に変更があった場合や自動車による入構の必要が無くなった場合には、別紙第4号様式「入構許可（内容変更申請・返還請求）書」又は別紙第5号様式「入構許可（内容変更）申請書（業者用）」を提出しなければならない。

(通勤・通学用入構許可証の許可基準)

第5条 通勤・通学用入構許可証は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 研究所構内を主たる勤務地とする役員及び職員で、通勤距離が2km以上の者のうち、自動車による通勤手当が認定されている者
- 二 研究所構内において事業を行うことが認められている事業所の職員で、通勤距離が2

km 以上の者

- 三 派遣労働者で、研究所構内の部局に派遣される者のうち、通勤距離が 2 km 以上の者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、通勤・通学用入構許可証を交付する場合がある。

- 一 身体等が不自由な者
- 二 妊娠・育児・介護に係る送迎のため、自動車の使用が必要な者
- 三 職務・学務上、公共交通機関が利用できないため、自動車の使用が必要な者
- 四 その他、特別な事情があり、自動車の使用に相当の理由があると認められる者
- (特別入構許可証の許可基準)

第 6 条 特別入構許可証は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 他のキャンパスの役員及び職員で、授業、研究活動、会議等のためやむを得ず自動車で研究所構内へ入構する必要のある者
- 二 本学が委託する業務に従事する者
- 三 本学への用務のため構内へ入構する業者等
- (入構許可証等)

第 7 条 規程第 6 条第 3 項に定める入構許可証は、次のとおりとする。

- 一 通勤・通学用入構許可証 別紙第 6 号様式
- 二 特別入構許可証 別紙第 7 号様式
- 2 規程第 9 条第 1 項に規定する一時入構許可書は、別紙第 8 号様式とする。
- 3 第 1 項に定める入構許可証の有効期限は、交付した年度限りとし、前項に定める一時入構許可書の有効期限は、当日限りとする。

(入構負担金)

第 8 条 規程第 7 条第 2 項に定める入構負担金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	入構許可申請者の区分	入構負担金の額
通勤・通学用入構許可証	役員及び職員並びに事業所の職員等	(月額) 1, 0 0 0 円
	学生 (第 3 条第 5 号に該当する者)	(月額) 5 0 0 円

- 2 入構負担金は、入構許可証と引き換えに現金で支払うものとする。ただし、役員及び職員のうち、希望する者については、毎月の給与から控除する。
- 3 自動車による入構の必要が無くなった場合で、事実の発生の日が月の初日で 1 5 日以内に入構許可証の返却があった場合には、当月以降に係る入構負担金、それ以外の場合には返却した月の翌月以降に係る入構負担金を徴収しないものとし、既に徴収している入構負担金がある場合は、これを返還する。

(入構窓口等)

第 9 条 規程第 9 条第 1 項に定める入構窓口は、次のとおりとする。

入構窓口	受付時間
------	------

加齢医学研究所用度係	平日：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
------------	---------------------------------

警備員室	加齢医学研究所用度係の受付時間を除く終日
------	----------------------

(一時入構許可書による入構者の管理)

第 1 0 条 一時入構許可書の交付を受けた者は、規程第 9 条第 2 項により用務を行った部局の職員の認証を受けた一時入構許可書を入構窓口に返却しなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 1 条 規程第 1 1 条第 2 項に定める違反者に対する措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 違反者に警告等を行うこと。
- 二 警告書を違反車両に貼付すること。
- 三 入構許可を取り消すこと。
- 四 構外への退去を命じること。
- 五 前各号の措置に応じず放置された自動車を撤去すること。

附 則

この内規は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。